

## 今後企業に求められる人材活用について

加藤社会保険労務士事務所  
（一社）名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤 正人

『ダイバーシティ』とい  
う用語はすっかり定着して  
いますが、その意味合いは  
「社会的マイノリティの就  
業機会拡大」から「多様な  
人材活用による生産性マネ  
ジメント」といった、企業  
にとってより積極的な考  
え方が主流となつてきていま  
す。昨今の人材採用が困難  
で、人材専門機関を通じ  
た多様な人材の活用につい  
ていかがお考えでしようか。

改正や平成29年改正の「外  
国人技能実習制度」等は、  
企業の人材活用方法の幅を  
広げるものです。  
少しおさらいをしてみま  
すと、既に改正が行われ拡  
大した「技能実習制度」で  
は第1号（1年目）、第2  
号（2年目・3年目）に加  
え、第3号（4年目・5年  
目）を設けて、最長5年間

受け入れることが可能とな  
りました。運営には事業許  
可制度に基づく監理団体が、  
実習実施企業をサポートし、  
労働法令や入管法遵守のも  
とで実施するほか、認可  
法人である「外国人技能实  
習機構」を新たに創設し、  
各監理団体からの報告の徵  
取、実地検査を行うなど制  
度の適正性を担保してきま  
した。また1号と2号、2  
号と3号の更新時は、「技能  
評価試験」を行い、合格し  
た者が実習を継続できると  
いう実習成果の管理も行い  
ます。こうした制度の下、  
優良な実習実施企業として  
一定の要件を満たした場合  
に3号への更新を可能とし、  
その場合実習生比率も5%  
から10%にまで受入れ枠も  
大幅に拡大されました。な  
お、現在対象職種は、農業、  
漁業、建設、食品製造、織

維衣服、機械金属、そ  
の他（印刷・塗装・自動車  
整備・ビル清掃・介護  
他）、計80職種144作  
業となっています。

来年度から施行される改  
正入管法は、技能実習制度

とは全く別の新たな在留資  
格（試験によって技能や日  
本語水準が認められた特定  
技能1号・さらに上位の2  
号）が設けられ、人材の確  
保がより困難な14の「特定

産業分野」（介護、ビル清  
掃、素形材産業、産業機械  
製造、電気・電子情報関連、  
建設、造船・舶用工業、自  
動車整備、航空、宿泊、農  
業、漁業、飲食料品製造、  
外食）に対しこれら外国人  
材の受入れが可能となりま  
す。尚、第2号以上の「技  
能実習生」には、この「特  
定技能1号」の試験が免  
除され、新たな在留資格



材紹介等専門事業者の  
サポートにより即戦力  
の獲得を可能とするも  
ので、人材活用の手法  
として一考の価値があ  
るといえるでしょう。  
これら多様な人材活用  
について大切なことは、  
法令に基づく詳細な運  
用方法について的確な  
アドバイスを提供して  
くれる事業者選びといえ  
ます。信頼できる事業者  
を掴むには、やはり多く  
の事業者の話を聞いてみ  
ることをおススメします。

一方派遣法においては、  
キャリアアップの推進や無  
期雇用等雇用の安定策を講  
じる等一定要件のもとで、  
派遣社員の受入れが継続的  
に可能となっています。ま  
た、派遣社員の正社員化等  
機関との出会いの場「人材  
紹介・派遣・受け入れ機関  
展」を開催します。

愛知県下各労働基準協会  
では、3月13日名古屋国際  
会議場で大人材難時代の多  
様な人材の確保活用対策の  
ための「人材確保活用総合  
対策セミナー」と人材専門  
機関との出会いの場「人材  
紹介・派遣・受け入れ機関  
展」を開催します。

詳しく述べ、当協会総合受  
付（☎052-961-11  
666）まで。

イラスト・森沢康代  
(完)